

審 査 基 準

令和6年2月2日作成

法 令 名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令

根 拠 条 項：第3条の2

処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え

原権者（委任先）：富山県公安委員会

法 令 の 定 め：

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の書換え）

審 査 基 準：

標 準 処 理 期 間：2日間（行政庁の休日は含みません。）

申 請 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲。危険物係

問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係
（電話 076-441-2211 内線 3046）

備 考：

審 査 基 準

令和6年2月2日作成

法 令 名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根 拠 条 項：第3条の3
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日間（行政庁の休日は含みません。）
申 請 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲。危険物係
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 （電話 076-441-2211 内線 3046）
備 考：